裁 定 申 請 書

裁定申請者 住 所

ふりがな 氏 名

相手方住所

ふりがな 氏 名

河川法第 条の規定による協議が成立しないので、下記により、裁定を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内容
- 3 協議の経過
- 4 その他参考となるべき事項

年 月 日

裁定申請者 住 所 氏 名

殿

## 備考

- 1 裁決申請者又は相手方が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「第 条」の箇所には、根拠条文を記載すること。
- 3 「損失の事実」については、発生の場所及び時期をあわせて記載すること。
- 4 「損失の補償の見積り及びその内容」については、積算の基礎を明らかにするものとし、法第42条第3項の規定によって損失防止施設を設置することを要求する場合は、その費用の見積りをあわせて記載すること。
- 5 「協議の経過」については、経過の説明のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。